

期日指定定期預金規定

(令和4年6月1日現在)

【Ⅰ. 共通規定】

1. (定期預金共通規定等)

期日指定定期預金の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の定期預金共通規定および通帳式定期預金共通規定により取扱います。

2. (預入形態)

期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入形態は、通帳式または証書式とします。(2022年6月1日以降、新たな証書式定期預金の取扱は終了しております。)

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約(一部解約を含みます。)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書・書替継続申込書(以下「払戻請求書」といいます。)に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに口座開設店に提出してください。なお、証書の場合は払戻請求書に代えて、証書裏面の受取欄に記名押印していただいても差し支えありません。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、および利息を本人口座へ入金し元金を書替継続するときは、払戻請求書または証書裏面の受取欄への押印がなくても取扱います。
なお、当行が認めた場合は、口座開設店以外の当行国内本支店でも解約できます。

4. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【Ⅱ. 自動継続扱以外の場合】

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約方式とした場合は、通帳記載の最長預入期限日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された通帳記載の預金口座に入金するものとします。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(通帳(証書)記載の据置期間満了日)から通帳(証書)記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、口座開設店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がない場合は、通帳(証書)記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満・・・通帳(証書)記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上・・・通帳(証書)記載の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を【Ⅰ. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって1年複利の方法によって計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

【Ⅲ. 自動継続扱いの場合】

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続後の新元金が当行所定の限度額をこえる場合には、預入期間3年の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続するものとし、以後「自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞規定 Ⅲ. 自動継続扱いの場合 複利型の場合」により取扱います。なお、2022年6月1日以降新たな証書の取扱は終了したため、自動継続後の証書の再製は通帳への切替の取扱となります。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
- ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳（証書）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、口座開設日にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは、預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
- ① 1年以上2年未満・・・通帳（証書）記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上・・・通帳（証書）記載の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を【Ⅰ. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- | | 解約日における普通預金の利率 |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | |
| ② 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上